

2021年3月3日  
ネオファーマジャパン株式会社

## 5-アミノレブリン酸（5-ALA）の食品用素材について

2021年2月9日付でリリースしました内容につきまして、現在多くの個人・法人のお客様よりお問い合わせ頂いております。

その中でも最近多くいただくご質問につき、以下に回答いたしますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

弊社の親会社（neo ALA 株式会社）は、5-アミノレブリン酸リン酸塩の物質特許（特許第4417865号他）を有しております。また、本物質を食品素材として使用する場合、2013年における厚生労働省の通知により、『5-アミノレブリン酸リン酸塩（光合成細菌（ロドバクター・セファロイデス）の生成したもの）』が「医薬品的効能効果を標榜しない限り専ら医薬品とは判断しない成分本質」であると、製造方法および塩の形などを含めて規定されています。

弊社は、これに従った5-アミノレブリン酸リン酸塩を、食品衛生法に則り製造販売しております。

### <上記に関するお問い合わせ先>

ネオファーマジャパン株式会社（千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グランブルーム 4階）

TEL（代表）：03-6261-6940

E-mail：info@neopharmajp.com